

中高年世代活躍応援プロジェクト和歌山県協議会設置要領

1 都道府県協議会設置の趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、これまで、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より都道府県ごとに関係機関や団体を構成員とする「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下プラットフォームについては、「PF」という。）を設置し、官民が協働して都道府県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできたところ。さらに「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）では、令和7年度以降、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、和歌山県PFにおいても、本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拡げるための支援に取り組むこととし、その名称を「中高年世代活躍応援プロジェクト和歌山県協議会」（以下「和歌山県協議会」という。）に改めた。

今後は「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和8年4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定。別添1参照。）に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」（リ・スキリングの支援等）、「社会参加に向けた段階的支援」（就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援等）等の取組を継続・拡充していく必要がある。

このため、和歌山県協議会においても、当該プログラムの関係施策を活用し、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がいること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である（別添2参照）。

2 構成員

和歌山県協議会の構成員については、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙の機関・団体を構成員とする。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の役割は、次の（1）及び（2）のとおりとする。

（1）行政側

①和歌山県（労働関係部局）

- ・ 和歌山県協議会取りまとめ共同事務局
- ・ 中高年世代活躍応援プロジェクトに係る和歌山県協議会の事業実施計画（以下「事業計画」という。）策定に関する共同取りまとめ、和歌山県が実施する各種事業の進捗管理
- ・ 各種支援策の周知広報

②和歌山県（保健福祉関係部局）

- ・ 管内の市町村PF の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握
- ・ 管内の市町村PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・ 各種支援策の周知広報

③和歌山労働局

- ・ 和歌山県協議会取りまとめ共同事務局
- ・ 事業計画策定に関する共同取りまとめ、和歌山労働局が実施する事業の進捗管理
- ・ 各種支援策の周知広報

④市町村（和歌山県市長会、和歌山県町村会）

- ・ 和歌山県協議会取りまとめ共同事務局への政策提案
- ・ 各種支援策の周知・広報

⑤就労等支援機関（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会、若者サポートステーションわかやま、南紀若者サポートステーション）

- ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- ・ 職業的自立に向けた支援
- ・ 中高年世代を対象に含む職業訓練
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ 就労に向けた関係機関の連携強化
- ・ 管内の市町村PF への参画
- ・ 各種支援策の周知広報
- ・ その他中高年世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体等

- ・ 企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・ その他中高年世代の支援に係る施策の提案

4 和歌山県協議会における取組事項

和歌山県協議会においては、次の(1)から(4)までに掲げる事項について、協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

都道府県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる次の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者数推計表」（別添3）の推計を参考にされたい。

①不安定な就労状態にある方

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。

(3) 目標、KPI の設定及び事業計画の策定

①上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、KPI（当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。

例えば、不安定な就労状態にある方の目標については、ハローワークの中高年層（ミドルシニア）専門窓口におけるチーム支援対象者や、自治体事業による正社員就職実績などを参考に設定すること。

②目標を達成するため、また上記1の趣旨を踏まえつつ、「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画策定指針」（別添4）に基づき、事業計画を策定する。

③事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村PF との連携

和歌山県（保健福祉関係部局）は、市町村PF の設置・運営について、市町村と連絡調整を図り、管内市町村PF との情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・ 市町村PF の設置運営に関する市町村への助言等
- ・ 都道府県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、

雇用に当たって必要な配慮等※)

- ・ 経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援 (※)
- ・ 都道府県を越えた自治体間の広域的な取組の支援等の要請に対応すると
- ・ とともに、管内市町村PF の先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

※経済団体等への対応依頼については、和歌山県労働関係部局において、和歌山県保健福祉関係部局と連携して行う。

5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとする。

会議の開催時期については、PDCA を意識した開催となるよう、第1四半期（前年度実績の報告、当該年度の取組方向性の意識合わせ等）及び第3四半期（当該年度中間における取組状況の把握等、次年度の取組方向性の検討等）を目安とするが、必要に応じ更に開催することもできることとする。

また、会議の開催方法については、書面による開催又はオンラインによる開催のほか、各構成員のニーズを考慮した上で行うこととする。

なお、和歌山県協議会の構成員と同様の者で構成される会議がある場合は、当該会議と連続して開催するなど、効率的な運営を図ることとする。

6 秘密の保持

和歌山協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和7年7月25日から施行する。

この要領は、令和8年7月14日から施行する。

中高年世代活躍応援プロジェクト和歌山県協議会構成員

区 分	構 成 員 (機 関 ・ 団 体 名)
経済団体	和歌山県商工会議所連合会
	和歌山県商工会連合会
	和歌山県経営者協会
	和歌山県中小企業団体中央会
	一般社団法人 和歌山経済同友会
労働団体	日本労働組合総連合会 和歌山県連合会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 和歌山支部 和歌山職業能力開発促進センター
	社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会
	若者サポートステーションわかやま
	南紀若者サポートステーション
	和歌山県ひきこもり地域支援センター
市町村	和歌山県市長会
	和歌山県町村会
行 政	和歌山県商工労働部
	和歌山県福祉保健部
	和歌山労働局

新たな就職氷河期世代等支援プログラム ～今とこれからの不安を希望に変える～

2026 年 4 月 10 日
就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定

1. 基本認識

就職氷河期世代は、バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代¹である。新卒時に希望する就職ができず、その後も不本意ながら不安定な仕事に就いている、あるいは、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方が含まれる。これは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき、我が国の将来に係る重要な課題である。

こうした認識の下、様々な課題に直面している就職氷河期世代に対して、その周辺の世代と合わせ、個々人の課題やニーズに応じたきめ細かい支援を効果的に実施していくことで、当該世代が抱えている現在と将来の暮らしへの不安を軽減するための取組の基本的な方向性を示す新たな「就職氷河期世代等支援プログラム」を定める。

（これまでの取組と経緯）

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」²に基づき、「就職氷河期世代支援プログラム」を取りまとめた上で、同世代の中心層³の正規雇用者を 30 万人増やすことを目指し⁴、集中的な支援を進めてきた。2020 年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響により社会全体の雇用環境が悪化したこともあり、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」⁵では、2023 年度からの2年間を「第2ステージ」と位置付け、支援施策を延長した。こうした取組もあり、2019 年から 2024 年にかけて、就職氷河期世代の正規雇用者は 11 万人、役員は 20 万人増加した⁶。

この間、就職氷河期世代の不本意非正規雇用者は 2025 年時点で 13 万人減少したものの、33 万人が存在するほか、同世代の無業者は5万人増加し、46 万人となっている。本人及びその親の加齢に伴い、働きながら家族の介護を行う者も増加している。こうした実態を踏まえると、就職氷河期世代に対しては、その周辺の世代と合わせ、引き続き、雇用の正規化や継続就労、社会参加など、個々人のニーズに応じたきめ細かい支援を効果的に実施していく必要があると考えられる。

また、就職氷河期世代の賃金上昇率は他世代と比較して小さく、金融資産の保有額も低水準の世帯割合が大きくなっていることから、今後、就職氷河期世代が高齢期を迎えるに当たり、将来の生活の安定への備えを支援することも重要な課題となっている。

¹ 概ね 1993～2004 年の間に就職活動を行った世代。

² 2019 年6月 21 日閣議決定。

³ 2019 年時点の 36 歳～45 歳、2024 年時点の 41 歳～50 歳の者を対象（関係統計の年齢区分上、2018 年時点で 35～44 歳の年齢区分が就職氷河期世代に概ね該当するものと整理）。

⁴ 骨太方針 2019 以前に定められた方針としては、「若者自立・挑戦プラン」（2003 年 6 月 10 日若者自立・挑戦戦略会議決定）、「再チャレンジ支援総合プラン」（2006 年 12 月 25 日「多様な機会のある社会」推進会議決定）がある。

⁵ 2022 年6月 7 日閣議決定。

⁶ 我が国においては、役員に登用される者のうち、前職が正規雇用の者が大半を占めることから、同世代の役員が 20 万人増加したことは、同時に被雇用者から移動したと考えられる。正規雇用者の増加を評価する際には、この点も加味することが適切である。

このため、政府は、2025 年4月 25 日に、「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」を設置・開催し、関係府省庁が一体となって、従前以上に充実した支援に取り組むこととし、同年6月3日に「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」を決定した。本プログラムは、この基本的な枠組みを踏まえ、当面3年間程度(2028 年度まで)の集中的な取組の基本方針を定めるものである。

2. 施策の方向性

これまで推進してきた(1)就労・処遇改善に向けた支援及び(2)社会参加に向けた段階的支援について取組を継続・拡充するとともに、新たに、(3)高齢期を見据えた支援を追加し、以下のとおり、3本柱で諸施策に取り組む。

(1)就労・処遇改善に向けた支援

就職氷河期世代の不本意非正規雇用者は、2025 年時点で 33 万人存在するほか、10 年前の同年代と比較して、家族の介護を行う有業者が 25 万人増加している。引き続き、そうした者の雇用の正規化・処遇改善に向けた支援をきめ細かく実施する。

具体的には、ハローワークの専門窓口において、賃金が上昇する転職・処遇改善に資する公的職業訓練等の情報提供を含む相談、紹介、就職、定着までの一貫した伴走支援に取り組む。

リ・スキリングに取り組みやすい受講環境の整備や処遇改善につながるリ・スキリングのメニューの充実、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたキャリアプランの構築支援に取り組む。

就労を受け入れる事業主の支援を拡充し、中間的就労⁷から段階的に一般就労を目指せるよう、試行雇用で雇い入れる事業主や、試行雇用を経て無期雇用へ移行する際の事業主を支援する。また、非正規雇用労働者を正社員転換する事業主を引き続き支援する。

仕事と介護の両立支援制度について、令和7年4月より労働者への仕事と介護の両立支援制度等に関する個別周知や利用意向の確認等を事業主へ義務付けた改正育児・介護休業法⁸の着実な施行や、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境を整備する中小企業への助成金(両立支援等助成金)、地方公共団体が実施する地域の介護サービス提供体制の確保に向けた取組の充実及び家族介護者への相談支援体制の整備等により、家族介護に直面する者の介護離職防止に向けた支援に取り組む。

「国家公務員中途採用者選考試験(就職氷河期世代)」及び経験者採用等により、就職氷河期世代の積極的な採用を行うなど、国家公務員・地方公務員としての採用拡大に引き続き取り組むほか、教員としての採用拡大に取り組む。

農業や建設業・物流業への就労支援・情報発信など、業種別の就労支援を実施する。

就職氷河期世代の地方への移住や地方での就労の拡大に向け、地方における就業等の支援に取り組む地方公共団体を支援する。

⁷ すぐに一般企業等で働くことが難しい者が、個々人の能力や適性、状況に応じて支援を受けながら柔軟に働くこと。

⁸ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6 年法律第 42 号)による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3 年法律第 76 号)

(2) 社会参加に向けた段階的支援

就職氷河期世代の無業者は、2019 年から 2025 年にかけて5万人増加し 46 万人となっている。社会参加に向けた支援には息の長い取組が重要であり、引き続き、当事者一人一人の状況やニーズに応じたきめ細かい支援を行う。

具体的には、ひきこもり支援として、自治体間の広域連携等を推進し、NPO等を通じた相談支援や居場所づくりに取り組む地方公共団体への支援を実施するほか、当事者同士の交流の場の設定、支援団体の活動の後押し等の地域の実情に応じた事業に取り組む地方公共団体に対する支援を行うなど、社会とのつながり確保の支援に取り組む。

就労に困難を抱える就職氷河期世代の無業者に対し、個別のニーズに応じて職業的自立に向けた支援を行うため、引き続き「地域若者サポートステーション」において、40 歳代の無業者に対する相談対応に取り組む。

就労に向けた準備が必要な方には、生活困窮者自立支援法に基づく「就労準備支援事業」による支援を行う。また、フルタイムに捕らわれない柔軟な就労機会確保の支援のため、生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）のあつせんを行う自立相談支援機関⁹において、就職氷河期世代を含めた生活困窮者に対する相談支援を実施して、認定就労訓練事業の積極活用を促すとともに、就労を受け入れる事業主を支援する。さらに、いわゆる「中間的就労」の機会を創出する事業に取り組む地方公共団体に対する支援を行う。

(3) 高齢期を見据えた支援

就職氷河期世代の賃金上昇率は相対的に小さく、上の世代と比較した賃金カーブも、その増加は緩やかなものとなっている。金融資産の保有額をみると、10 年前の 40 代と比較し、500 万円以下の世帯割合が大きくなっている。持家率が低下する中で、高齢期の住宅確保が課題となることも想定される。このため、今後、就職氷河期世代が高齢期を迎えることを踏まえ、今から、それらの者の高齢期における課題を想定した支援を行う。

具体的には、家計改善・資産形成の支援のため、就職氷河期世代を含む生活困窮者に対する当事者の状況に応じた家計の状況の見える化等の支援、金融経済教育推進機構（J-FLEC）による金融リテラシーの向上に向けた講師派遣・セミナー・イベントにおける関係省庁等の連携を強化し、就職氷河期世代を含む中高年層への支援の強化に取り組む。あわせて、就職氷河期世代等の家計改善や資産形成に向けた金融教育に取り組む地方公共団体を支援する。

高齢期にも希望に応じて働くことができるよう、就業機会を確保するため、高年齢者雇用安定法¹⁰に基づく 65 歳までの雇用確保措置の確実な実施を図るとともに、70 歳までの就業確保措置の普及等に向けて、65 歳以上への定年引上げ等に取り組む事業主への助成を行う。

⁹ 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。2015 年 4 月 1 日施行）に基づき、生活保護を受けていない方で生活に困窮した方に寄り添いながら支援する窓口。

¹⁰ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）

令和7年年金制度改正法¹¹に基づく短時間労働者への被用者保険の更なる適用拡大に取り組むとともに、任意の適用に取り組む事業所を支援することで、被用者保険の加入機会を拡げるほか、社会経済情勢を見極め、次期財政検証において基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了するために必要な措置を講ずるなど、高齢期の所得保障に努める。

持家がなく高齢期の住まいが不安な方に向けて、安心して住むことのできる住宅を確保するため、地方公共団体に対する公営住宅の年齢要件撤廃に向けた要請、UR住宅の家賃減額等を引き続き実施するほか、「セーフティネット登録住宅¹²」・「居住サポート住宅¹³」の更なる普及等により、住宅と福祉の連携等を展開する。あわせて、一定の住宅供給者¹⁴に対する家賃低廉化支援や、自立相談支援機関等と連携して就労支援も行う居住支援法人の取組を促進することについて、検討を行う。

(4) 3本柱の取組を支える実態把握及び広報プロモーション

就職氷河期世代に関する実態について、一人一人の置かれた状況は様々であることを踏まえ、より詳細な実態調査を行い、施策の更なる充実・強化につなげていく。また、当事者、その家族、支援関係者等に対し、施策を確実に届けるよう、広報プロモーションを強化する。

具体的には、ソーシャルリスニング方式¹⁵等も導入し、就職氷河期世代の支援ニーズ等の属性を細分化した詳細な実態調査を継続して実施する。

また、就職氷河期世代等の支援ニーズに沿って各種施策を分かりやすい形で紹介する新たなポータルサイトの活用や、国及び地方公共団体におけるプッシュ型広報の導入等、就職氷河期世代等に行き届く広報、就職氷河期世代等の支援の必要性について、国民の理解を深める広報に戦略的に取り組む。

3. 施策の点検・評価

本プログラムは当面 2028 年度までの3年間で集中的に取り組むこととし、本プログラムに基づく当初の具体的な取組は別紙1、KPI は別紙2のとおり、それぞれ定める。

本プログラムについては、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」において、毎年度、個別施策の取組状況及び KPI のフォローアップを実施する。このフォローアップの結果等を踏まえ、個別施策の見直しを行い、就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議幹事会において、別紙1及び別紙2の改定を行うこととする。これらを通じ、PDCAサイクルを不断に回していく。

¹¹ 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和7年6月20日法律第74号)

¹² 住宅確保要配慮者(一定の高齢者・障害者など、住宅の確保が難しい者)の入居を拒まない賃貸住宅。

¹³ 居住支援法人等が、住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅。

¹⁴ 公営住宅については地方公共団体、セーフティネット登録住宅については大家。

¹⁵ SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法。

(別紙1) 就職氷河期世代等支援関連施策集 (2026年度)

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2025年度の取組	2026年度の取組（予算内容等）
1. 就労・処遇改善に向けた支援					
①	相談対応等の伴走支援	・相談、紹介、就職、定着までの一貫した伴走支援を行うハローワークの専門窓口において、2026年度から、ハローワークのデータを活用し、年齢や性別を踏まえた、賃金上昇する転職・処遇改善に資する公的職業訓練等の情報を提供する取組を開始することを検討する。【厚生労働省】	・ハローワークに専門窓口を設置し、相談・紹介から、就職、定着までの一貫した伴走支援を実施（19年度～）	・ハローワークに専門窓口を設置し、相談・紹介から、就職、定着までの一貫した伴走支援を実施【20億円（継続）】	・ハローワークのデータを活用し、年齢や性別を踏まえた、賃金上昇する転職・処遇改善に資する公的職業訓練等の情報提供を専門窓口で行う取組の開始【22億円（継続）】
②	（１）受講環境の整備	・現在試行実施している、非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練について、2026年度から、全国化することを検討する。【厚生労働省】	・非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練の試行実施（24年度～）	・非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練の試行実施【3.1億円（継続、内数）】 ・非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練の実施【0.5億円（R7補正）（拡充、内数）】	・非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練の全国化【10.1億円（拡充、内数）】
			・生活支援の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講できる「求職者支援制度」について、受講しやすくなるよう訓練期間や時間の要件緩和（24年度～）	・求職者支援訓練の実施【129.1億円（継続、内数）】	・求職者支援訓練の実施【109.5億円（継続、内数）】
		・従業員向けに職業訓練を行う事業主を支援する人材開発支援助成金について、2025年度から、正規転換を目的とするOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練の助成率を拡充する（70%→75%）。【厚生労働省】	・従業員向けに職業訓練を行う事業主への助成（人材開発支援助成金、17年度～）	・人材開発支援助成金について、正規転換を目的とするOFF-JTとOJTの組み合わせ訓練を行った場合の助成率を拡充（70%→75%）【545億円（継続、内数）】	・引き続き正規転換を目的とした訓練について高率助成を実施【539億円（継続、内数）】
		・2025年10月に、雇用保険被保険者に対し、教育訓練休職中に賃金の一部を支給する制度を、雇用保険被保険者以外の者に対し、教育訓練費用と訓練期間中の生活費用を融資する制度を、それぞれ創設する。【厚生労働省】	・指定講座を受講・修了した際に費用の一部を助成する「教育訓練給付金」について、給付率引上げ（専門実践：70%→80%等）（24年10月～）	・教育訓練給付金【460億円（継続、内数）】 ・雇用保険被保険者に対し、教育訓練休職中に賃金の一部を支給する制度を創設（10月～）【78億円（新規、内数）】 ・雇用保険被保険者ではない等の要件を満たす者に対し、教育訓練費用と訓練期間中の生活費用を融資する制度を創設（10月～）【0.8億円（新規、内数）】	・教育訓練給付金【426.8億円（継続、内数）】 ・教育訓練休職給付金【129.0億円（継続、内数）】 ・リ・スキリング等教育訓練支援融資【2.1億円（継続、内数）】
		・就職氷河期世代等の支援に取り組む地方自治体への交付金事業（以下「氷河期等交付金」という。）について、2026年度から、賃金向上に向けたリ・スキリングと合わせて他の一定の事業を実施する地方自治体に対する支援を強化し（補助率の引上げ）、無償のリ・スキリング機会を拡充することを検討する。【内閣府】	・氷河期等交付金において、自治体のリ・スキリング事業を支援（実施自治体数：25年度114（暫定））（20年度～） ・氷河期等交付金において、リ・スキリング事業の補助率を引上げ（3/4→4/5）（24年12月～）	・社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金【24.0億円（R6補正）（新規）】	・地域就職氷河期世代等支援推進交付金【21.5億円（R7補正）（新規）】

※「基本的な枠組みにおける記述」欄は、「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」(2026年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定)の「2. 具体的な取組」に記載した内容を抜粋している。

※ R7補正予算のうち、R8年度に繰り越して執行する取組は、本資料中は「2026年度の取組」欄に記載されている場合がある。

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2025年度の取組	2026年度の取組（予算内容等）
②	リ・スキリングの充実	・厚生労働大臣が指定する講座を受講・修了した際に費用の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付金について、関係省庁が連携し、資格やスキル標準と結びつく指定講座の拡大に取り組む。具体的には、2026年度から、以下の取組を通じ、文部科学大臣又は経済産業大臣が認定する講座を拡大することを検討する。【厚生労働省、文部科学省、経済産業省】 - ー 大学・専門学校において、就職氷河期世代を含む社会人に対し、企業が受講者の処遇改善にコミットした講座や資格取得など処遇改善につながる講座を、働きながら受講しやすい週末・夜間等を含めて提供する方向で拡充する。【文部科学省】 - ー A Iを含むデジタルスキルに関し、D Xの進展を踏まえた講義内容の更新を進めるとともに、スキル標準と紐づいた認定講座を拡大する。【経済産業省】 ・2025年度から、教育訓練給付金制度の指定講座の修了者等について、賃金上昇等の状況を検証できる仕組みを検討した上で、指定講座の見直しを含め、必要な検討を行う。【厚生労働省】	・教育訓練給付金の対象となり得る、文部科学大臣・経済産業大臣が認定する大学等のプログラム、デジタル人材育成に関する講座を拡大（20年度～）	・教育訓練給付金指定講座の修了者等について賃金上昇等の状況を検証する仕組みを検討した上で、指定講座の見直しを含め、必要な検討を行う【6.3億円（継続、内数）】 ・大学等が地域や産業界と連携し、人材育成ニーズを踏まえた処遇等改善につながるリ・スキリングプログラムを開発・提供。【大学：22.1億円（内数）（R7補正）（新規）】 ・A Iを含むデジタルスキルに関する認定講座を拡大	・同左【4.9億円（継続、内数）】 ・資格やスキル標準と結びつく指定講座の拡大 ・専修学校等に委託を行い、各職業分野において今後必要となる新たな教育モデルを形成するとともに、各地域から人的・物的協力などを得ることでカリキュラムの実効性、事業の効率性を高めつつ、各地域特性に応じた職業人材養成モデルを形成する。【専門学校：4.1億円（新規）】 ・A Iを含むデジタルスキルに関する認定講座を拡大
	（3）のキャリア形成支援	・求職時・在職時を通じ、自律的なキャリア形成に関する相談機会を提供する全国のキャリア形成・リ・スキリング支援センターにおいて、2025年度から、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたキャリアプランの構築を支援する「経験交流・キャリアプラン塾」を開催する。【厚生労働省】 ・「経験交流・キャリアプラン塾」において、2026年度から、新たに、企業を通じた中高年齢従業員のセカンドキャリアに向けたキャリアプランの構築支援を行うことを検討する。【厚生労働省】	・キャリア形成・リスキリング支援センター等を全国に設置し、キャリア形成に関する無償の相談機会を提供（20年度～）	・セカンドキャリアに向けたキャリアプランの構築を支援する中高年齢層向け「経験交流・キャリアプラン塾」を開催【41.5億円（新規、内数）】	・「経験交流・キャリアプラン塾」において、新たに、企業を通じたキャリアプランの構築支援を実施【42.2億円（拡充、内数）】
③	就労を受け入れる事業者の支援	・生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」の利用者が、中間的就労から段階的に一般就労を目指すよう、2026年度から、試行雇用で雇い入れる事業主を支援する助成金（トライアル雇用助成金）を拡充することについて、検討を行う。【厚生労働省】 ・2026年度から、試行雇用を経て無期雇用に移行する際の事業主を支援する助成金（特定求職者雇用開発助成金）を拡充することについて、検討を行う。【厚生労働省】 ・非正規雇用労働者を正社員転換する事業主を支援する助成金（キャリアアップ助成金）について、引き続き、一層の活用を促す。【厚生労働省】	・就職困難者を試行雇用する事業主への助成（トライアル雇用助成金、20年度～）	・トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）【3.1億円（継続、内数）】	・トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の拡充（「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）利用者の試行雇用を推進）【2.8億円（継続、内数）】
			・就職困難者を新規に正規雇用労働者として雇用する事業主への助成（特定求職者雇用開発助成金、20年度～）	・特定求職者雇用開発助成金（中高年齢安定雇用支援コース（旧就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置）含む））【28億円（継続）】	・特定求職者雇用開発助成金の拡充（「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）利用者の試行雇用からの無期雇用化を推進（※））>中高年齢安定雇用支援コース（旧就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置）含む））【29億円（継続）】>生活保護受給者等雇用開発コース（※）【0.4億円（新規、内数）】
			・非正規雇用労働者を正社員転換した事業主への助成（キャリアアップ助成金、13年度～）	・キャリアアップ助成金【613.2億円（継続、内数）】	・キャリアアップ助成金【524.4億円（継続、内数）】

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2025年度の取組	2026年度の取組（予算内容等）
④	家族介護に直面する者の支援	・改訂育児・介護休業法により、2025年度から、事業主に対し、両立支援に関する情報の個別周知、利用意向の確認等を義務づける。【厚生労働省】	・育児・介護休業法に基づく仕事と介護の両立支援（95年度～）	・両立支援に関する情報の個別周知、利用意向の確認等を事業主に義務づけ【3.3億円（継続、内数）】	・育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた支援等を実施【3.4億円（継続、内数）】
	介護離職防止	・両立支援制度を利用しやすい環境を整備する中小企業への助成金（両立支援等助成金）について、2025年度から、業務代替の取組単独でも支給の対象とするとともに、介護による短時間勤務を行う者の業務代替者も対象に加える。【厚生労働省】 ・両立支援等助成金について、2026年度から、新たに介護休暇を有給化する等の取組を行った場合を対象とするなど、更なる拡充を行うことを検討する。【厚生労働省】	・両立支援制度を利用しやすい環境を整備する中小企業に対し助成金を支給（両立支援等助成金、16年度～）	・両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）について、介護による短時間勤務を行う者の業務代替者も助成対象に追加【11.9億円（継続、内数）】	・両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）の更なる拡充（新たに有給の介護休暇を対象とする等）【18.2億円（拡充、内数）】
	職	・引き続き、地域の介護サービス提供体制の確保に向けた取組の充実及び家族介護者への相談支援体制を整備する。【厚生労働省】	・第9期介護保険事業（支援）計画に基づく、必要な介護サービスの確保及び家族介護者への相談支援体制の整備（24年度～26年度）	・地域のサービス提供体制の確保に向けた取組の充実、家族介護者への相談支援体制の整備（継続）【1,800億円（継続、内数）】	・地域のサービス提供体制の確保に向けた取組の充実（継続）、家族介護者への相談支援体制の整備（拡充）【1,807億円（拡充、内数）】
	職	・2026年度から、「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」を実施するとともに、当該試験及び経験者採用等により、就職氷河期世代の積極的な採用を行う。【内閣官房】 ・試験・選考区分によらず、能力・実績に応じて速やかに昇任・昇格しやすくする仕組みを検討し、2026年度から実施することを目指す。【内閣官房】	・「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」及び経験者採用等による就職氷河期世代の採用（約6,000名、20～24年度）	・就職氷河期世代の積極的な採用	・「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」の実施【0.1億円（新規）】 ・試験・選考区分によらず、能力・実績に応じて速やかに昇任・昇格させる取組を推進
⑤	国家公務員	・試験・選考区分によらず、能力・実績に応じて速やかに昇任・昇格しやすくする仕組みを検討し、2026年度から実施することを目指す。【内閣官房】	・試験・選考区分によらず、能力・実績に応じて速やかに昇任・昇格しやすくする仕組みを検討し、2026年度から実施することを目指す。【内閣官房】	・試験・選考区分によらず、能力・実績に応じて速やかに昇任・昇格しやすくする仕組みを検討し、2026年度から実施することを目指す。【内閣官房】	・試験・選考区分によらず、能力・実績に応じて速やかに昇任・昇格しやすくする仕組みを検討し、2026年度から実施することを目指す。【内閣官房】
	教員としての採用拡大	地方自治体に対し、国の取組を周知しつつ、以下の要請を行う。【総務省】 - 就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験を実施していない地方自治体に対し、それを実施すること。 - 従前から取組を行っている地方自治体を含めた全ての地方自治体に対し、就職氷河期世代の積極的な採用を行うこと。	・各自治体に対し積極的な採用を要請（19年度～） ・就職氷河期世代の採用（約18,600名、20～24年度）	・各自治体に対し、国の取組を踏まえ、以下を要請 >就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験を実施していない自治体に対し、その実施 >従前から取組を行っている自治体を含めた全自治体に対し、就職氷河期世代の積極的な採用	・引き続き、各自治体に対し、国の取組を踏まえ、積極的な採用を要請予定
	教員	・2025年度に、各教育委員会に対し、就職氷河期世代を含めた中途採用に関し、一部試験免除や加点措置による取組の拡充を要請する。【文部科学省】 ・2025年度から、教員免許保有者が教育現場に立つに当たって必要となる研修の教材を充実するとともに、その普及を進める。【文部科学省】 ・多様な背景や専門性を持つ人材の教員への入職を円滑化するため、2025年度から、一時的任用や短時間勤務など、多様な勤務形態の類型について検討する。【文部科学省】	・就職氷河期世代を含めた中途採用に関し、一部試験免除や加点措置による取組の拡充を要請 ・免許保有者の教職就業のための研修教材の作成・提供（23年3月～） ・現職以外の教員免許保有者向け研修等を実施（23年度～）	・就職氷河期世代を含めた中途採用に関し、一部試験免除や加点措置による取組の拡充を要請 ・教員免許保有者が教育現場に立つに当たって必要となる研修の教材を充実・普及【11.7億円（継続、内数）】 ・教員への入職を円滑化するため、一時的任用や短時間勤務など、多様な勤務形態の類型について検討【1億円（R7補正）（新規）】	・引き続き、取組の拡充を要請 ・同左【11.7億円（継続、内数）】 ・同左
	教員	・2025年度に、各教育委員会に対し、就職氷河期世代を含めた中途採用に関し、一部試験免除や加点措置による取組の拡充を要請する。【文部科学省】 ・2025年度から、教員免許保有者が教育現場に立つに当たって必要となる研修の教材を充実するとともに、その普及を進める。【文部科学省】 ・多様な背景や専門性を持つ人材の教員への入職を円滑化するため、2025年度から、一時的任用や短時間勤務など、多様な勤務形態の類型について検討する。【文部科学省】	・就職氷河期世代を含めた中途採用に関し、一部試験免除や加点措置による取組の拡充を要請 ・免許保有者の教職就業のための研修教材の作成・提供（23年3月～） ・現職以外の教員免許保有者向け研修等を実施（23年度～）	・就職氷河期世代を含めた中途採用に関し、一部試験免除や加点措置による取組の拡充を要請 ・教員免許保有者が教育現場に立つに当たって必要となる研修の教材を充実・普及【11.7億円（継続、内数）】 ・教員への入職を円滑化するため、一時的任用や短時間勤務など、多様な勤務形態の類型について検討【1億円（R7補正）（新規）】	・引き続き、取組の拡充を要請 ・同左【11.7億円（継続、内数）】 ・同左

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2025年度取組	2026年度取組（予算内容等）
⑥	（農業、建設業、物流業）の就労支援	・2025年度から、就職氷河期世代を含む社会人の就農希望者に対し、農業大学校等において、農業技術・経営等に関する社会人向け講座を開設・拡充する。【農林水産省】	・就農希望者に対し、 <u>農業大学校等における研修を実施、農業法人等を通じた研修を支援</u> （22年度～）	・就農希望者に対し、農業大学校等における社会人向け講座の拡充【107億円（継続、内数）】	・同左【104億円（継続、内数）】
		・2025年度から、農業法人等への雇用就農に関し、就農希望者が利用可能なトライアル雇用のマッチング支援を開始する。【農林水産省】	・ <u>農業法人等の雇用環境整備</u> の支援を開始（24年12月～）	・農業法人等への就農希望者が利用可能なトライアル雇用のマッチング支援を開始【30億円（新規、内数）】	・同左【28億円（継続、内数）】
		・農業法人等に就農を希望する者が安心して就業できるよう、2025年度から、それらの雇用環境を整備するため、就業規則策定に関する社会保険労務士への相談等の支援を強化する。【農林水産省】		・農業法人等に就農希望者が安心して就業できるよう、就業規則策定に関する社会保険労務士への相談等の支援を強化【13億円（R6補正）（継続、内数）】	・同左【13億円（R7補正）（継続、内数）】
		・建設業・物流業の現場における働き方について、十分な知識・経験を有していない、就職氷河期世代を含む未就業者に対し、更なる入職支援、魅力発信、企業情報の発信等を実施するため、2026年度中に、必要な調査・検討を行い、施策の具体化を進める。【国土交通省】	・建設業：ハローワークにおいて、業界団体と連携したセミナー、事業所見学会、就職面接会等を実施（18年度～） ・物流業：大型免許取得費用等の支援（23年度～）	・建設業の現場における働き方について知識・経験がない、就職氷河期世代を含む未就業者に対し、更なる入職支援、魅力発信、企業情報の発信等を実施（26年度中に調査・検討）【建設業：6億円（R7補正）（新規、内数）】	・建設業・物流業の現場における働き方について知識・経験がない、就職氷河期世代を含む未就業者に対し、更なる入職支援、魅力発信、企業情報の発信等を実施（26年度中に調査・検討）【建設業：6億円（R7補正）（新規、内数）、再掲】【物流業：16.05億円（継続・拡充、内数）】
⑦	地方における就業等の支援	2025年度に、就職氷河期世代の地方への移住や地方での就労の拡大について、地方自治体に対し、新しい地方経済・生活環境創生交付金の推奨メニューとして、積極的に取り組むよう、通知を発出する。【内閣官房】 移住支援交付金の対象業種として、従来の中小企業に加え、新たに農林水産業を位置づけるとともに、地方自治体が医療・福祉職等を位置づけることを可能とする。 － 就職氷河期世代を含めた副業・兼業人材について、地域企業が初めて活用する場合に必要な経費を補助する制度を新設する。	・ <u>地方創生の交付金</u> を通じて、 <u>地方での移住・起業・就業等を支援</u>	・就職氷河期世代の地方への移住や就労の拡大について、 <u>自治体に推奨メニューとして通知を発出</u> （25年度～） ＞移住支援交付金の対象業種として、従来の中小企業に加え、新たに <u>農林水産業</u> を位置づけ、また自治体が <u>医療・福祉職等</u> を位置づけることを可能に ＞ <u>地域企業が初めて副業・兼業人材を活用するために必要となる経費を補助</u> する制度を用いて支援	・地域未来交付金【1,600.0億円（継続、内数）】

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2025年度取組	2026年度取組（予算内容等）
2. 社会参加に向けた段階的支援					
①	社会とのつながり確保の支援	・ひきこもり支援として、NPO等を通じた相談支援や居場所づくりに取り組む地方自治体の拡大に向け、2025年度から、都道府県による管内地方自治体の巡回指導など、支援体制の構築に向けたサポートを強化する。【厚生労働省】 ・2026年度から、小規模な地方自治体において、近隣の地方自治体との広域連携、都道府県と共同での事業実施を推進し、ひきこもり相談支援に取り組む地方自治体を更に拡大することについて、検討を行う。【厚生労働省】	・ひきこもり支援として、<u>NPO等を通じた相談対応や居場所づくりに取り組む自治体を支援</u>（20年度：81→24年度：303）	・<u>都道府県による管内自治体の巡回指導により、ひきこもり支援に取り組む自治体を拡大</u>（24年度：303→25年度：340）【16億円（拡充）】	・単独での実施が困難な小規模自治体において、<u>近隣自治体との広域連携等を通じて、ひきこもり相談支援に取り組む自治体を更に拡大することを検討</u>【15億円（拡充）】
		・氷河期等交付金において、2026年度から、当事者同士の交流の場の設定、支援団体の活動の後押しなど、地域の実情に応じた事業に取り組む地方自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討する。【内閣府】			・氷河期等交付金において、当事者同士の交流の場の設定、支援団体の活動の後押しなど、地域の実情に応じた事業に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化【21.5億円（R7補正）（新規）、再掲】
			・様々な課題を抱える<u>女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく取組</u>など、<u>関係団体と連携し、地域の実情に応じて取り組む自治体を支援</u>。（19年度～）	・同左 ・地域女性活躍推進交付金【3.0億円（R7当初）（継続・内数）、10.0億円（R7補正）（継続・内数）】	・地域女性活躍推進交付金【3.0億円（継続・内数）】
②	職業的自立に向けた支援	・働くことに課題を抱える者に対し、個別のニーズに応じて職業的自立に向けた支援を行う「地域若者サポートステーション」（通称サポステ、全国179か所）において、2025年度（2024年度から一部先行実施）から、地域の医療機関、福祉機関等と連携し、公認心理師等の専門家による相談を行うネットワーク構築に係るモデル事業を全国57か所で実施する。【厚生労働省】 ・当該取組について、2026年度から、モデル事業の成果を踏まえ、全国的な展開も視野に入れた検討を行う。【厚生労働省】	・「<u>地域若者サポートステーション</u>」（サポステ）を設置し、<u>職業的自立に向けた支援を実施</u>（179か所、06年度～）	・サポステにおいて、 >地域の医療機関や福祉機関等と連携し、<u>公認心理師等の専門家による心理的相談を行うネットワーク構築</u>に係るモデル事業を実施（57か所）。【51.3億円（継続、内数）】 >孤独・孤立対策の観点も踏まえ、<u>地域のボランティア活動などの機会を活用した対人スキルの獲得支援を強化</u>に係るモデル事業を実施（57か所）。【3.6億円（R7補正）（拡充、内数）】 また、これらの事業で収集した事例の効果検証を行い、優良事例を全国へ横展開。	・引き続き、左記のモデル事業の横展開を踏まえた支援を実施【46.6億円（継続、内数）】

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2025年度取組	2026年度取組（予算内容等）
③	柔軟な就労機会の確保の支援	・2025年度から、生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）のあっせんを行う自立相談支援機関において、就職氷河期世代を含めた生活困窮者に対する相談支援を強化することについて、検討を行う。【厚生労働省】 ・「認定就労訓練事業」について、その利用を促進する観点から、2026年度から、紹介窓口となる自立相談支援機関の支援員に対する研修等を行い、認定事業所と支援対象者との積極的なマッチングを促す。【厚生労働省】 ・「認定就労訓練事業」の利用者が、中間的就労から段階的に一般就労を目指すよう、2026年度から、試行雇用で雇い入れる事業主を支援する助成金（トライアル雇用助成金）を拡充することについて、検討を行う（再掲）。【厚生労働省】 ・2026年度から、試行雇用を経て無期雇用に移行する際の事業主を支援する助成金（特定求職者雇用開発助成金）を拡充することについて、検討を行う（再掲）。【厚生労働省】	生活困窮者自立支援法に基づく「 <u>認定就労訓練事業</u> 」（いわゆる「 <u>中間的就労</u> 」）の 実施 （15年度～）（受入実績：691人（23年度））	・認定就労訓練事業のあっせんを行う自立相談支援機関における、就職氷河期世代も含めた生活困窮者に対する相談支援の強化を行うことを検討	・自治体の自立相談支援機関の支援員等による「認定就労訓練事業」の活用助奨の徹底（自治体への通知や支援員等への研修実施等により管内の認定就労訓練事業所に関する情報を自治体や自立相談支援機関と共有）【827億円の内数、0.6億円（R7補正）（新規・継続・拡充）】 ・「認定就労訓練事業」の利用者を対象とするトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金の拡充 >トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）【2.8億円（継続、内数）】 >特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）【0.4億円（新規、内数）】
		・氷河期等交付金において、2026年度から、中間的就労の機会を創出する事業に取り組む地方自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討する。【内閣府】			・氷河期等交付金において、中間的就労の機会を創出する事業に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化【21.5億円（R7補正）（新規）、再掲】

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2025年度の取組	2026年度の取組（予算内容等）
3. 高齢期を見据えた支援					
①	家計改善・資産形成の支援	・就職氷河期世代を含む生活困窮者に対して、当事者の状況に応じた家計の状況の見える化等の支援を行う「家計改善支援事業」について、2025年度から、補助率を引き上げる。【厚生労働省】 ・当該事業の全国的な実施に向け、2026年度から、専門スタッフの派遣を通じた地方自治体へのノウハウの提供、質の高い支援に取り組む地方自治体への重点支援を行うことについて、検討を行う。【厚生労働省】	・生活困窮者に対して、本人の状況に応じた家計の状況の見える化等の支援を実施（家計改善支援事業、実施自治体数 19年度：494 → 24年度：774）	・家計改善支援事業の補助率を引上げ（1/2 → 2/3）【762億円の内数（継続）】	・家計改善支援事業の全国実施に向け、国からの専門スタッフの派遣を通じた自治体へのノウハウの提供、質の高い支援に取り組む自治体への支援を実施【827億円の内数、36億円の内数（R7補正）（継続・拡充）】
		・金融経済教育推進機構（J-FLEC）が行う、金融リテラシーの向上に向けた講師派遣・セミナー・イベントの開催に関し、2025年度から、関係省庁の連携を強化し、就職氷河期世代を含む中高年層への支援を強化する。具体的には、 - 企業への講師派遣に関し、地方を含め、中小企業等へのアプローチを強化するとともに、非正規を含め、従業員の参加を拡大する。 - 個人を対象とするセミナー・イベントに関し、地方自治体、福祉系支援団体等との連携を強化し、それらを通じた周知など、参加募集のルートを拡大する。 - 講義・セミナー等の内容に関し、リタイア後を見据えたライフプランニングに重点を置いた講義を拡大する。【金融庁】	・金融経済教育推進機構（J-FLEC）の立上げ（24年4月～） ・セミナー・イベントの実施目標：1万回・75万人／年（実施状況：約3,700回・22万人（24年4月～12月））	・就職氷河期世代を含む中高年層への取組を強化【1.5億円（継続）】 > 企業への講師派遣：地方を含め、中小企業等へのアプローチを強化。非正規を含め、従業員の参加を拡大 > 個人を対象とするセミナー等：自治体・支援団体との連携を強化、参加募集のルートを拡大 > 内容：リタイア後を見据えたライフプランニングに重点を置く	・同左【1.6億円（継続、内数）】
		・氷河期等交付金において、2026年度から、就職氷河期世代等の家計改善や資産形成に向けた金融教育に取り組む地方自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討する。【内閣府】			・氷河期等交付金において、家計改善や資産形成に向けた金融教育に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化【21.5億円（R7補正）（新規）、再掲】
②	希望に応じた就業の確保	・高齢者雇用安定法に基づく65歳までの雇用確保措置について、2025年度から、全面的に施行する。【厚生労働省】	・65歳までの雇用確保措置や70歳までの就業確保措置の推進（高齢者雇用安定法）	・65歳までの雇用確保措置の全面施行【-（新規）】	・同左【-（継続）】
		・65歳以上への定年引上げ等に取り組む事業主への助成（65歳超雇用推進助成金）について、2026年度から、70歳までの高齢者就業確保措置を行う場合の拡充について、検討を行う。【厚生労働省】	・65歳以上への定年引上げ等に取り組む事業主への助成（65歳超雇用推進助成金、16年10月～）	・65歳超雇用推進助成金【23億円（継続）】	・希望に応じた70歳までの就業確保を行う場合等について、65歳超雇用推進助成金を拡充【24億円（継続・拡充）】
③	高齢期の所得保障	・現在国会提出中の年金改正法案の早期成立を図り、同法案に基づく短時間労働者への被用者保険の更なる適用拡大に取り組むとともに、当該適用拡大前であっても、任意の適用に取り組む事業所を支援（同法案に基づく保険料調整制度の早期施行等）することで、被用者保険の加入機会を拡げるほか、社会経済情勢を見極め、基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了するために必要な措置を講ずる。【厚生労働省】	・短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大（51人以上の企業等を対象、24年10月～）	・令和7年年金制度改正法の成立	・①及び②の周知広報及び相談支援【6.6億円（拡充、内数）】 ①令和7年年金制度改正法に基づく短時間労働者への被用者保険の更なる適用拡大 ②適用拡大前においても、任意の適用に取り組む事業所支援を実施（令和7年年金制度改正法に基づく保険料調整制度の施行等） （令和7年年金制度改正法に基づき、社会経済情勢を見極め、次期財政検証において基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了するために必要な措置を講ずる）

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2025年度の取組	2026年度の取組（予算内容等）
④	住 宅 確 保 の 支 援	・2025年度以降においても、地方自治体に対する公営住宅の年齢要件撤廃に向けた要請、U R 住宅の家賃減額等を引き続き実施する。【国土交通省】	・高齢者等を受け入れる <u>セーフティネット登録住宅</u> （※1）の拡大（20年度末：約39万戸→24年度末：約94万戸）		
		・改正住宅セーフティネット法に基づき、2025年10月から、住宅と福祉の連携等を展開・拡充する。具体的には、「セーフティネット登録住宅」の更なる普及、認定制度が創設される「居住サポート住宅」の普及等を進める。これらの住宅への改修費、家賃低廉化等の補助、居住支援法人 等による居住サポート住宅への入居支援等を行う。【国土交通省】	・ <u>住宅セーフティネット法の改正</u> （24年度）	・ <u>改正住宅セーフティネット法を施行</u> し、住宅と福祉の連携等を展開・拡充（10月～） > 「 <u>セーフティネット登録住宅</u> 」の更なる普及 > 「 <u>居住サポート住宅</u> 」（※2）認定制度の創設・普及（※3） 【160.87億円（継続、内数）】【社会資本整備総合交付金（継続、内数）】	・同左【160.87億円（継続、内数）】【社会資本整備総合交付金（継続、内数）】
		・一定の住宅供給者（公営住宅については地方自治体、セーフティネット登録住宅については大家）に対する家賃低廉化支援について、2025年10月から、新たに居住サポート住宅を対象に追加する。【国土交通省】	・自治体（公営住宅）、大家（セーフティネット登録住宅の一部（※4））に対し、 <u>家賃低廉化支援</u> を実施（17年度～）	・家賃低廉化支援の対象として、新たに <u>居住サポート住宅を追加</u> （10月～）【120.29億円（継続、内数）】【社会資本整備総合交付金等（継続、内数）】	・同左【120.29億円（継続、内数）】【社会資本整備総合交付金等（継続、内数）】
		・2026年度から、自立相談支援機関等と連携して就労支援も行う居住支援法人の取組を促進することについて、検討を行う。【国土交通省】			・自立相談支援機関等と連携して <u>就労支援も行う居住支援法人</u> （※5）の取組を促進することを検討【10.81億円（継続、内数）】

※1 住宅確保要配慮者（住宅の確保が難しい者）の入居を拒まない賃貸住宅
 ※2 高齢者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせるように、見守りや福祉サービスへのつなぎが提供される賃貸住宅
 ※3 改修費や家賃低廉化等の補助（セーフティネット登録住宅・居住サポート住宅）、居住支援法人等による入居支援（居住サポート住宅）等を実施
 ※4 セーフティネット登録住宅のうち、住宅確保要配慮者のみが居住する専用住宅
 ※5 住宅確保要配慮者に対して、住まい探しや入居後の生活支援を行う団体

		「基本的な枠組み」における記述	これまでの主要な取組	2025年度の取組	2026年度の取組（予算内容等）
3 本柱の取組を支える実態調査・支援策の広報プロモーション					
①	属性を細分化した詳細な実態調査	・2025年度において、就職氷河期世代の者の性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に、その実態、支援ニーズ等を詳細に把握するため、インタビュー調査（80名程度）を実施する。【内閣府、厚生労働省】	・独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）における就職氷河期世代20名に対する属性別のインタビュー調査（24年1月）	・性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に、支援ニーズ等のインタビュー調査（対象80名程度）を実施【0.3億円（新規、内数）】【3.9億円（継続、内数）】	
		・2023年8月に実施した就職氷河期世代8,400名に対するインターネット調査について、2025年度中に、属性別に更に詳細な分析を行う。【内閣府】	・就職氷河期世代8,400名に対する支援ニーズ等のインターネット調査（23年8月）	・左記インターネット調査について、性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に詳細な分析を行う追加調査を実施【0.3億円（新規、内数）、再掲】	
		・2026年度から、ソーシャルリスニング方式（SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法）により、就職氷河期世代の支援ニーズ等の調査を継続して実施することについて、検討を行う。【内閣府】			・ソーシャルリスニング方式（SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法）による支援ニーズ等の継続調査を検討【0.3億円（新規、内数）】
②	プッシュ型広報プロモーションを含めた	・2026年度に、就職氷河期世代等の支援ニーズに沿って各種施策を分かりやすい形で紹介する新たなポータルサイトを創設することについて、検討を行う。併せて、就職氷河期世代等の者に行き届く広報、就職氷河期世代等の支援の必要性について、国民の理解を深める広報を強化することについても、検討を行う。【内閣府】	・厚生労働省HP上に特設ウェブサイトを開設（20年10月～）		・支援ニーズに沿って各種施策を分かりやすい形で紹介する新たなポータルサイトを創設【0.3億円（新規、内数）、再掲】
			・インターネット広告やラジオCM等の政府広報（20年10月～）	・就職氷河期世代本人に行き届く広報、就職氷河期等の支援の必要性について理解を深める政府広報を強化	
			・SNS広告等を活用した広報（20年10月～）		
		・2025年度には、支援が必要な者に直接情報を届けられるよう、一部のハローワークや氷河期等交付金を活用する地方自治体において、プッシュ型の情報提供を行う。これについて、2027年度から、全国規模で実施することについて、検討を行う。【内閣府、厚生労働省】		・ハローワークにおけるプッシュ型の情報提供の試行実施【20億円（継続）】	・ハローワーク及び自治体におけるプッシュ型の情報提供の本格実施【22億円（継続、内数）】【21.5億円（補正）（新規、内数）、再掲】
			・就職氷河期世代等の支援策全般について、2026年度から、就職氷河期世代の当事者やその家族、支援関係者等を対象とし、それらの対象ごとに効果的な手法により、プッシュ型広報を導入することについて、検討を行う。【関係府省庁】		・就職氷河期世代等の支援策全般に係るプッシュ型広報の導入の検討（就職氷河期世代本人や家族、支援関係者など、対象ごとに効果的な手法を検討）
			・氷河期等交付金において、自治体の周知啓発活動を支援（実施自治体数：25年度 56（暫定））		・氷河期等交付金において、就職氷河期世代等の支援事業に関する自治体の周知啓発活動に対する支援を強化【21.5億円（補正）（新規）、再掲】

政策目標：様々な課題に直面している就職氷河期世代に対して、その周辺の世代と合わせ、個々人の課題やニーズに応じたきめ細かい支援を効果的に実施していくことで、当該世代が抱えている現在と将来の暮らしへの不安を軽減する。

最終アウトカム指標

※景気等の外的な要因があることを前提に評価を行う。

1. 就労・処遇改善に向けた支援

- 就職氷河期世代の中心層の正規雇用労働者率
- 就職氷河期世代の中心層の不本意非正規雇用労働者率
- (参考) 出生年代別の実質賃金カーブ

2. 社会参加に向けた段階的支援

- 就職氷河期世代の中心層の無業者率
- 年齢階級別困ったときに頼れる人の有無

3. 高齢期を見据えた支援

- 日常生活での悩みや不安を「感じている」と回答した者の割合及びそのうち老後の生活設計に不安を感じている者の割合
- 高齢者の年齢階級別就業率
- (参考) 住生活に対する満足度

4. 3本柱の取組を支える実態把握及び広報プロモーション

- ・ 支援を必要としている方に必要な情報が届けられるよう、各府省庁等が連携し、実態の把握や周知広報に取り組む。

中間アウトカム指標

※主な関連施策の行政事業レビューシート上に記載のある中長期アウトカム等から選定。

- 求職者支援訓練の訓練修了3か月後の就職率
- 指定講座受講生の就職率
- トライアル雇用終了者の常用雇用への移行率
- 特定求職者雇用開発助成金の支給対象者の継続雇用率(12か月)
- 介護・看護を理由とする離職者数
- 国家公務員中途採用者選考試験(就職氷河期世代)による採用者数

- ひきこもり支援推進事業の実施自治体数
- 認定就労訓練事業の利用実績がある自治体の割合
- 就労訓練事業所を認定する自治体(都道府県・指定都市・中核市)のうち、利用者受入の実績がある認定就労訓練事業所を有する自治体の割合
- 地域就職氷河期世代等支援推進事業による社会参加を実現した者

- 生活設計への意識を持つ割合・取組率の変化
- 企業における高年齢者就業確保措置の実施率
- 高齢期の暮らしを支える住宅の数

関連施策

① 相談対応等の伴走支援

- ・ ハローワークの専門窓口で、賃金が上昇する転職・処遇改善に資する訓練情報の提供を含む相談、紹介、就職、定着までの一貫した伴走支援

② リ・スキリングの支援

- ・ 非正規雇用労働者等を対象とするオンライン訓練の全国展開
- ・ 資格やスキル標準と結びつく教育訓練給付金指定講座の拡大
- ・ 企業を通じたキャリア形成の支援

③ 就労を受け入れる事業者の支援

- ・ トライアル雇用助成金による支援
- ・ 特定求職者雇用開発助成金による支援

④ 家族介護に直面する者の介護離職防止に向けた支援

- ・ 両立支援等助成金による支援
- ・ 地域の介護サービス提供体制の確保

⑤ 公務員・教員としての採用拡大

⑥ 業種別の就労支援(農業・建設業・物流業)

⑦ 地方における就業等の支援

① 社会とのつながり確保の支援

- ・ ひきこもり支援の広域連携等を推進し、相談支援を行う自治体を支援
- ・ 氷河期等交付金における、居場所づくりに取り組む自治体支援

② 職業的自立に向けた支援

- ・ 地域若者サポートステーションにおける就労に向けた相談支援

③ 柔軟な就労機会の確保

- ・ 認定就労訓練事業(中間的就労)の積極活用
- ・ 氷河期等交付金における、中間的就労の機会創出に取り組む自治体支援

① 家計改善・資産形成の支援

- ・ 生活困窮者に対する家計改善支援
- ・ 金融経済教育推進機構による、関係省庁等と連携した金融経済教育の提供

② 希望に応じた高齢期の就業機会の確保

- ・ 65歳超雇用推進助成金による支援

③ 高齢期の所得保障

④ 住宅確保の支援

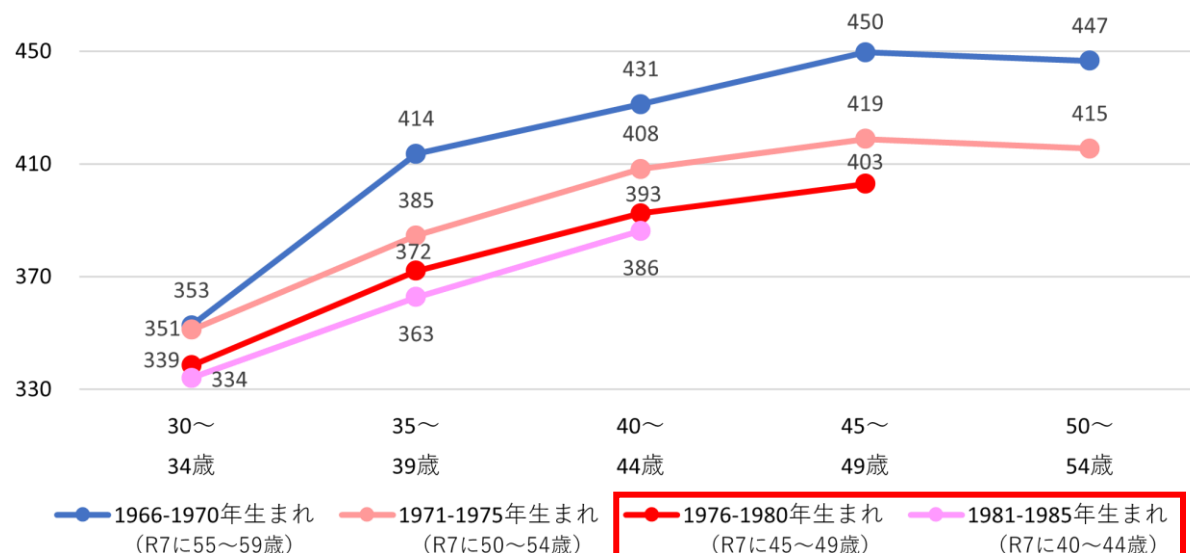
- ・ 低廉な公営住宅の供給
- ・ 高齢者が着実に入居できるセーフティネット登録住宅の供給
- ・ 見守りや福祉サービスへのつながり提供される居住サポート住宅制度の普及

1. 就労・処遇改善に向けた支援

最終アウトカム 指標名	直近値 (時点)	補足
① 就職氷河期世代の中心層の 正規雇用労働者率	71.2% (2025年)	役員を除く雇用者に占める正規の職員・従業員の割合。総務省「労働力調査」に基づき、1974～1983年生まれの結果を特別集計。
② 就職氷河期世代の中心層の 不本意非正規雇用労働者率	8.8% (2025年)	非正規の職員・従業員のうち、現職の雇用形態（非正規）についての理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者の割合。総務省「労働力調査」に基づき、1974～1983年生まれの結果を特別集計。
(参考) 出生年代別の実質賃金カーブ	下図	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。

(月額・千円)

出生年代別の実質賃金カーブ（男性・実質賃金額）



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「消費者物価指数」より作成。賃金額は、一般労働者のきまって支給される給与額を2020年基準消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。2020年の調査以降、統計方法の見直し（データの還元倍率、短時間労働者の範囲等）があったことから、2006年の調査以降の数値については厚労省において2020年調査と同じ推計方法により集計された参考系列の数値を用いている。2001年の調査以前については、労働政策研究・研修機構（JILPT）が提供する「賃金構造基本統計調査」のアーカイブデータを使用。

1. 就労・処遇改善に向けた支援

中間アウトカム 指標名	直近値 (時点)	KPI (目標値) (目標時点)	担当省庁 (該当事業名)
① 求職者支援訓練の訓練修了3か月後の就職率	求職者支援訓練（基礎コース）60.9% 求職者支援訓練（実践コース）62.4% (2024年度)	求職者支援訓練（基礎コース）60% 求職者支援訓練（実践コース）63% (2026年度)	厚生労働省 (求職者支援制度)
② 指定講座受講生の就職率	76.4% (2025年3月)	75.3% (2026年度)	厚生労働省 (教育訓練給付金)
③ トライアル雇用終了者の常用雇用への移行率	71.3% (2024年度)	70.7% (2026年度)	厚生労働省 (トライアル雇用助成金)
④ 特定求職者雇用開発助成金の支給対象者の継続雇用率（12か月）	84.0% (2025年度)	82.7% (2026年度)	厚生労働省 (特定求職者雇用開発助成金)
⑤ 介護・看護を理由とする離職者数	約10万6千人 (2022年、総務省「就業構造基本調査」)	—	厚生労働省 (両立支援等助成金) (地域のサービス提供体制の確保)
⑥ 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）による採用者数	—	2026年度から2028年度までの間に毎年実施する試験ごとの採用者数 150人以上 (2029年4月)	内閣官房・人事院 (国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）)

最終アウトカム 指標名	直近値 (時点)	補足
① 就職氷河期世代の中心層の無業者率	2.7% (2025年)	非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を分子とし、その世代の人口を分母として算出した割合。総務省「労働力調査」に基づき、1974～1983年生まれの結果を特別集計。
② 年齢階級別困ったときに頼れる人の有無	頼れる人がいない人 40～49歳8.5% 50～59歳11.0% (2024年)	内閣府「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」。

中間アウトカム 指標名	直近値 (時点)	KPI (目標値) (目標時点)	担当省庁 (該当事業名)
① ひきこもり支援推進事業の実施自治体数	340 (2025年度)	430 (2028年度)	厚生労働省 (ひきこもり支援推進事業)
② 認定就労訓練事業の利用実績がある自治体の割合	12% (2023年度)	30% (2028年度)	厚生労働省 (認定就労訓練事業)
③ 就労訓練事業所を認定する自治体 (都道府県・指定都市・中核市) のうち、利用者受入の実績がある 認定就労訓練事業所を有する自治 体の割合	52% (2023年度)	100% (2028年度)	厚生労働省 (認定就労訓練事業)
④ 地域就職氷河期世代等支援推進 事業による社会参加を実現した者 (※)	—	7,000人 (2027年3月)	内閣府 (地域就職氷河期世代等 支援推進交付金)

※ 社会参加者（就労体験、居場所や交流の場、中間的就労への参加者）を集計予定。

3. 高齢期を見据えた支援

最終アウトカム 指標名	直近値 (時点)	補足
① 日常生活での悩みや不安を「感じている」と回答した者の割合 及び そのうち老後の生活設計に不安を感じている者の割合	40～49歳81.2% 50～59歳81.4% 【老後の生活設計】 40～49歳64.9% 50～59歳80.5% (2025年)	内閣府「国民生活に関する世論調査」。日常生活での悩みや不安を「感じている」と回答した者の割合は、「感じている」「どちらかといえば感じている」の計。
② 高齢者の年齢階級別就業率	55～59歳83.9% 60～64歳74.9% 65～69歳54.5% (2025年)	総務省「労働力調査」。
(参考) 住生活に対する満足度	40～44歳69.6% 45～49歳64.5% 50～54歳61.1% (2025年)	内閣府「国民生活に関する世論調査」。「満足している」「まあ満足している」の計。

中間アウトカム 指標名	直近値 (時点)	KPI (目標値) (目標時点)	担当省庁 (該当事業名)
① 生活設計への意識を持つ割合・ 取組率の変化 (※1)	3.7% (pt) (2025年3月)	10% (pt)	金融庁 (金融経済教育推進機構による、中小企業や支援団体と連携した金融経済教育の提供)
② 企業における高年齢者就業確保 措置の実施率	34.8% (2025年)	40.0% (2029年)	厚生労働省 (65歳超雇用推進助成金)
③ 高齢期の暮らしを支える住宅 (※2) の数	108万戸 (2023年)	150万戸 (2035年)	国土交通省 (住宅確保の支援)

※1 金融経済教育推進機構が派遣する講師の講義の「受講前」と「受講後」を比較して、将来のことを考えて「生活設計を立てている」又は「現在生活設計を立てていないが、今後は立てるつもりである」と回答した受講者の割合の変化の差分。

※2 サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング、居住サポート住宅、有料老人ホーム等。

I 基本認識

様々な課題に直面している就職氷河期世代に対して、その周辺の世代と合わせ、個々人の課題やニーズに応じたきめ細かい支援を効果的に実施していくことで、当該世代が抱えている現在と将来の暮らしへの不安を軽減するため、当面3年間程度（2028年度まで）の集中的な支援に取り組む。

II 施策の方向性とKPI

1. 就労・処遇改善に向けた支援

①相談対応等の伴走支援

ハローワークの専門窓口で、賃金が上昇する転職・処遇改善に資する訓練情報の提供を含む相談、紹介、就職、定着までの一貫した伴走支援

②リ・スキリングの支援

- ・非正規雇用労働者等を対象とするオンライン訓練の全国展開
- ・資格やスキル標準と結びつく教育訓練給付金指定講座の拡大
- ・企業を通じたキャリア形成の支援

③就労を受け入れる事業者の支援

- ・トライアル雇用助成金による支援
- ・特定求職者雇用開発助成金による支援

④家族介護に直面する者の介護離職防止に向けた支援

- ・両立支援等助成金による支援
- ・地域の介護サービス提供体制の確保

⑤公務員・教員としての採用拡大

⑥業種別の就労支援（農業・建設業・物流業）

⑦地方における就業等の支援

（KPI例）

正規雇用労働者率、不本意非正規雇用労働者率等

2. 社会参加に向けた段階的支援

①社会とのつながり確保の支援

- ・ひきこもり支援の広域連携等を推進し、相談支援を行う自治体を支援
- ・氷河期等交付金における、居場所づくりに取り組む自治体支援

②職業的自立に向けた支援

地域若者サポートステーションにおける就労に向けた相談支援

③柔軟な就労機会の確保

- ・認定就労訓練事業（中間的就労※）の積極活用
- ・氷河期等交付金における、中間的就労の機会創出に取り組む自治体支援

※中間的就労

すぐに一般企業で働くことが難しい者が、個々人の能力や適性、状況に応じて支援を受けながら柔軟に働くこと。

（KPI例）

無業者率、困ったときに頼れる人の有無等

3. 高齢期を見据えた支援

①家計改善・資産形成の支援

- ・生活困窮者に対する家計改善支援
- ・金融経済教育推進機構による、関係省庁等と連携した金融経済教育の提供

②希望に応じた高齢期の就業機会の確保

65歳超雇用推進助成金による支援

③高齢期の所得保障

- ・短時間労働者への被用者保険の適用拡大とともに、任意の適用に取り組む事業所を支援
- ・社会経済情勢を見極め、次期財政検証において基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了するために必要な措置を講ずる

④住宅確保の支援

- ・低廉な公営住宅の供給
- ・高齢者が着実に入居できるセーフティネット登録住宅の供給
- ・見守りや福祉サービスへのつながりが提供される居住サポート住宅制度の普及

（KPI例）

老後の生活設計に不安を感じる割合、高齢者の就業率等

3本柱の取組を支える実態調査・広報プロモーション

①実態調査

ソーシャルリスニング方式（※）を取り入れた調査等を通じた継続的な当事者のニーズ調査の実施

②周知広報

プッシュ型による情報提供の展開、新ポータルサイトの活用と合わせた広報の強化

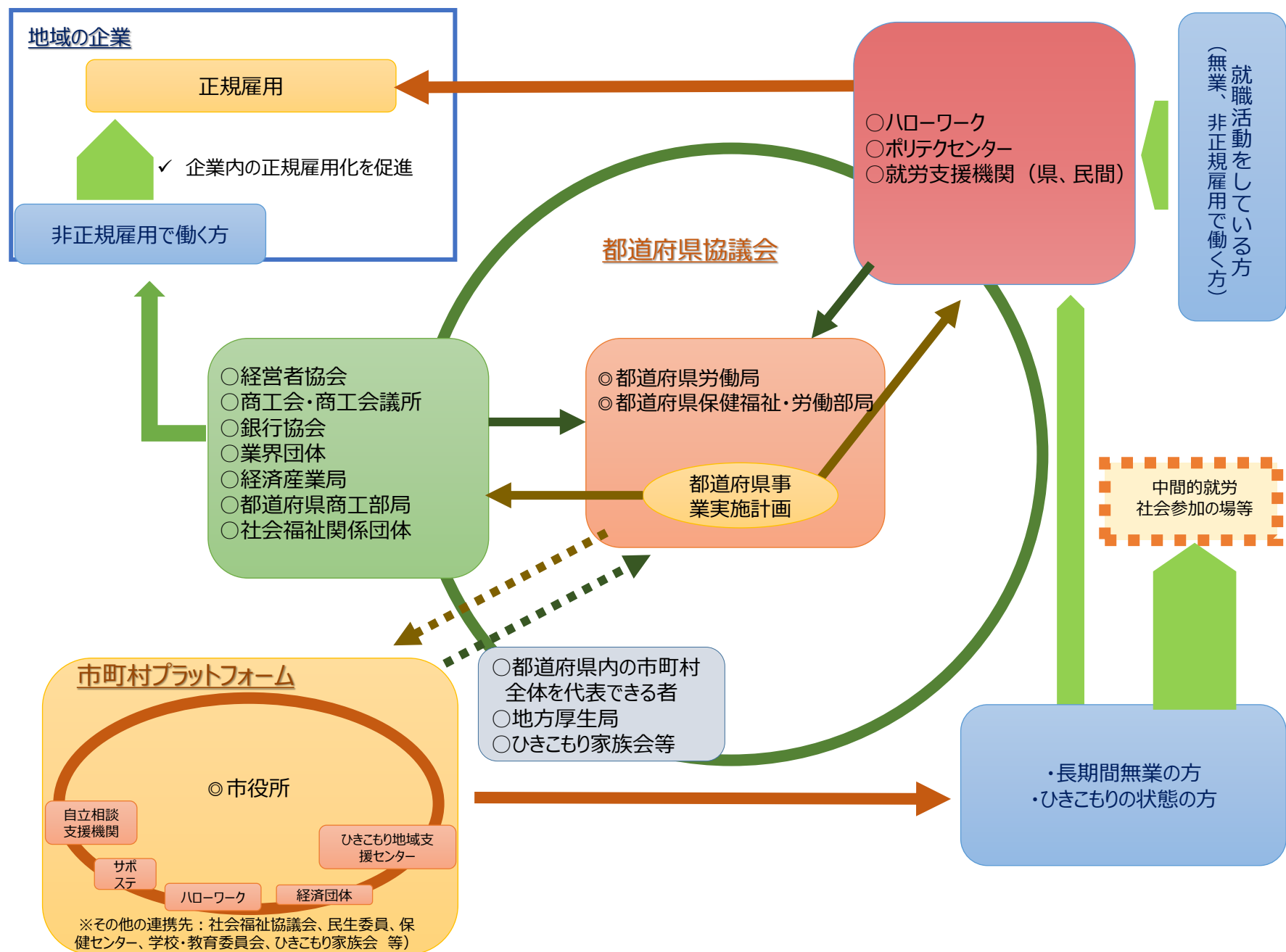
※SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法

III 施策の点検・評価

「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」において、毎年度、個別施策の取組状況及びKPIのフォローアップを実施。

協議会・プラットフォームの考え方

都道府県協議会・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



1. 基本的な考え方

- 市町村プラットフォームは、**必ずしも新たな会議体の設置を求めるものではなく、**
 - ・関係者が集う**既存の会議体等の活用**（自立支援調整会議、地域ケア会議等）
 - ・各機関の**担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築**による柔軟な設置・運営の方法を想定している。

※ 既存の会議体等の在り方は各市町村で、その必要性に応じ、構成メンバー、開催頻度等において様々な形態があり、特定の会議体をベースにすることを前提とすることや、機械的な運用ルールを定めることは、設置そのものが目的化し、会議体等が機能しない事態を招く恐れがあることに留意。ただし、市町村における円滑な実施を支援する観点から、一定の考え方や、目安となる基本的な構成メンバー等は示す必要がある。

※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しい会議体等を構築する。

- 市町村プラットフォームの役割は、以下のようなものが考えられる。
 - ① **既存の会議体等の役割を念頭に、様々な関係機関のネットワークを活用して、主に社会参加に向けた支援を必要とする方を対象にした個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有や、当該地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つこと**
 - ② **上記機能を高めるため、都道府県協議会に対し、都道府県協議会がつながりを持つ経済団体やハローワーク、サポステ等との関係構築のためのつなぎ、都道府県内の他の市町村等の事例の共有、つながり作りの支援等の要請を求めること**

2.実施要件

(1) プラットフォームの運営を通じたネットワークの構築について

- 以下の主体とのネットワーク（※）が構築できるようにプラットフォームを運営すること（令和元年5月29日「厚生労働省就職氷河期支援プラン」も参照）。その他必要と考えられる主体ともネットワークが構築できるように努めること。
（※）各機関担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性をいう。

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・自立相談支援機関、就労準備支援機関 | ・社会福祉協議会 |
| ・地域若者サポートステーション、ハローワーク | ・社会福祉法人、NPO法人 |
| ・障害者就業・生活支援センター | ・民生委員 |
| ・経済団体、地元の中小企業 | ・保健所・保健センター |
| ・ひきこもり地域支援センター | ・学校・教育委員会 等 |
| ・ひきこもり家族会、当事者会 | |

(2) 実施方法について

- 運営にあたっては、市町村レベルの既存の会議体等（支援会議、個別事案に係る支援調整会議、地域ケア会議、ひきこもり地域支援センターに設置する連絡協議会、ひきこもり支援関係機関とのネットワーク等）において築かれたネットワークを十分に活用すること。
- 市町村プラットフォームの運営方法については市町村の任意とするが、必ずしも全ての関係機関を集めて会議を開催する必要はなく、各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くことでも足りること。
- 市町村プラットフォーム設置に当たっては、都道府県協議会との連絡調整等を円滑にする観点から、市町村において市町村プラットフォームを運営する事務局（担当部局）を定めること。
※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しいネットワークを構築すること。
※ 圏域について、市は基本的に単独での設置とし、町村は既存会議体の在り方等を踏まえて都道府県福祉事務所・保健所等を圏域とした都道府県との共同設置や、広域での設置など柔軟に対応すること。

(3) 都道府県協議会との連携について

- 市町村プラットフォームの事務局は、市町村事業を統括する都道府県保健福祉関係部局の担当者等と適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。

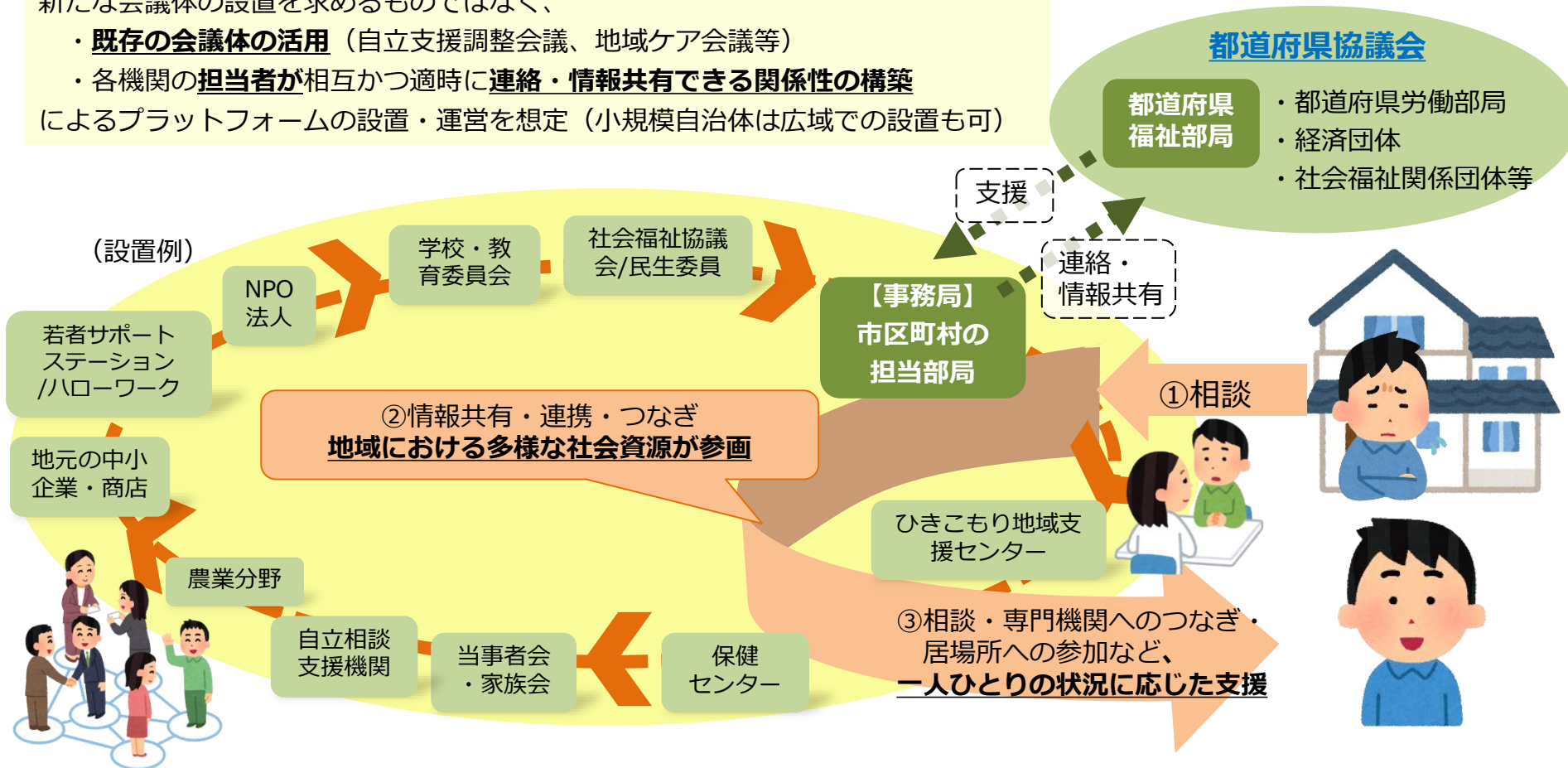
【市町村プラットフォーム】

社会参加に向けた支援を必要とする方を対象として、個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有や、地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つ。

新たな会議体の設置を求めるものではなく、

- ・ **既存の会議体の活用**（自立支援調整会議、地域ケア会議等）
- ・ 各機関の**担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築**

によるプラットフォームの設置・運営を想定（小規模自治体は広域での設置也可）



都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト 支援対象者数推計表

中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会においては主な支援対象者の例として、

- ① 不安定な就労状態にある方（不本意に非正規雇用で働く方など）
- ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもり状態にある方など）

を位置付ける。各支援対象者の相互の関係と、規模感を整理すると下図のようになる。

【35～59歳の人口・就業構造（令和7年労働力調査）】※①・②については令和4年就業構造基本調査

人口 … 4, 1 1 4 万人	労働力人口 3,656万人	就業者 3,578万人	①不安定な就労状態 にある方 【約107万人】	完全失業者 78万人
	非労働力人口 455万人	②長期にわたり無業の状態にある方 【約60万人】	③社会参加に 向けた支援を 必要とする方 【計測困難】	
		通学3万	家事従事者327万人	

支援対象者のうち、上記①、②の対象者数の把握については、次頁の都道府県ごとの推計値（5年に一度実施されている「令和4年就業構造基本調査」等を活用して整理）を活用いただき、都道府県協議会の事業実施計画の策定や進捗管理に取り組んでいただきたい。

また、これらはあくまで推計値であるため、ハローワークが把握している求職者数や就職実績、各都道府県が把握しているデータ等も活用していただきたい。

なお、上記③の対象者数については、ひきこもりの状態にある方などの社会参加に向けた支援を必要とする方は、調査対象とした場合も調査票回収率が悪く、統計バイアスがかかりやすくなってしまうこと、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、就労を目指すことが必ずしも本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることにそもそもなじまないことから推計対象としていない。これらの方の実態の把握については、地方公共団体が実際に調査を行った事例を厚生労働省で公表しているので、こうした事例も参考にされたい。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html）

(単位：人)

		35～59 歳人口	不安定な就労状態にある方（※1）	人口比	長期にわたり無業の状態にある方（※2）	人口比
0	全国	42,078,600	1,067,200	2.5%	598,400	1.4%
1	北海道	1,679,100	50,100	3.0%	25,800	1.5%
2	青森県	384,500	12,100	3.1%	7,000	1.8%
3	岩手県	371,700	11,100	3.0%	6,900	1.9%
4	宮城県	760,100	20,300	2.7%	10,900	1.4%
5	秋田県	283,200	8,700	3.1%	4,900	1.7%
6	山形県	320,100	9,500	3.0%	5,500	1.7%
7	福島県	569,700	15,200	2.7%	11,100	1.9%
8	茨城県	944,200	24,800	2.6%	15,100	1.6%
9	栃木県	642,800	15,400	2.4%	8,500	1.3%
10	群馬県	632,900	18,400	2.9%	7,600	1.2%
11	埼玉県	2,569,300	65,200	2.5%	30,800	1.2%
12	千葉県	2,176,200	57,200	2.6%	35,100	1.6%
13	東京都	5,203,900	130,500	2.5%	69,500	1.3%
14	神奈川県	3,325,400	70,000	2.1%	38,100	1.1%
15	新潟県	689,800	19,100	2.8%	9,500	1.4%
16	富山県	330,200	5,600	1.7%	4,700	1.4%
17	石川県	362,900	8,100	2.2%	4,800	1.3%
18	福井県	240,700	4,500	1.9%	2,000	0.8%
19	山梨県	258,400	5,800	2.2%	3,400	1.3%
20	長野県	653,400	14,700	2.2%	9,000	1.4%
21	岐阜県	631,000	13,800	2.2%	7,300	1.2%
22	静岡県	1,191,500	31,300	2.6%	10,000	0.8%
23	愛知県	2,606,600	64,800	2.5%	32,800	1.3%

資料出所：総務省「令和4年就業構造基本調査」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状④」

※1 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、「現職の雇用形態について理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。

※2 「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。主な支援機関となる地域若者サポートステーションの対象年齢（35～49歳）の人数を抽出。JILPTが特別集計したデータを利用。

(単位：人)

		35～59 歳人口	不安定な就労状態にある方 (※1)	人口比	長期にわたり無業の状態にある方 (※2)	人口比
24	三重県	574,000	13,500	2.4%	15,400	2.7%
25	滋賀県	473,400	13,600	2.9%	5,200	1.1%
26	京都府	832,600	24,700	3.0%	10,800	1.3%
27	大阪府	3,013,600	87,600	2.9%	47,700	1.6%
28	兵庫県	1,810,300	48,700	2.7%	32,200	1.8%
29	奈良県	420,500	10,400	2.5%	8,300	2.0%
30	和歌山県	286,500	6,100	2.1%	4,200	1.5%
31	鳥取県	168,300	4,100	2.4%	2,500	1.5%
32	島根県	197,100	5,100	2.6%	2,500	1.3%
33	岡山県	588,900	12,500	2.1%	6,400	1.1%
34	広島県	901,700	20,100	2.2%	10,100	1.1%
35	山口県	402,000	8,100	2.0%	6,300	1.5%
36	徳島県	218,500	4,900	2.2%	4,200	1.9%
37	香川県	300,000	6,100	2.0%	4,400	1.5%
38	愛媛県	412,200	7,300	1.8%	8,200	2.0%
39	高知県	208,300	5,100	2.4%	5,400	2.6%
40	福岡県	1,670,400	48,000	2.9%	27,700	1.7%
41	佐賀県	246,000	5,400	2.2%	3,200	1.3%
42	長崎県	388,500	9,900	2.5%	7,000	1.8%
43	熊本県	524,300	12,100	2.3%	6,500	1.2%
44	大分県	339,100	7,500	2.2%	4,900	1.4%
45	宮崎県	320,200	7,900	2.5%	5,100	1.6%
46	鹿児島県	469,100	9,500	2.0%	8,200	1.7%
47	沖縄県	485,300	12,800	2.6%	10,100	2.1%

資料出所：総務省「令和4年就業構造基本調査」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状④」

※1 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、「現職の雇用形態について理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。

※2 「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。主な支援機関となる地域若者サポートステーションの対象年齢（35～49歳）の人数を抽出。JILPTが特別集計したデータを利用。

(別添 4)

中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会 事業実施計画策定指針

第 1 都道府県協議会事業実施計画策定の趣旨

いわゆる就職氷河期世代に対し、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)において「就職氷河期支援プログラム」を策定し、当該世代の安定就労の実現に向け、3 年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)において、令和 4 年度までの 3 年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和 5 年度からの 2 年間の「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められた。

この方針に向けた施策の具体化を図るため、都道府県ごとに関係機関・団体等を構成員として、「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」(以下「都道府県 PF」という。)を設置し、「市町村プラットフォーム」¹(以下「市町村 PF」という。)と連携し、各地域での支援対象者の就労・社会参加の実現に向け、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成や支援策の周知等、地域における取組を推進してきた。また、都道府県ごとに行政や訓練等関係機関、労使を含めた官民協働のプラットフォームを設置し、就職氷河期世代の積極採用や正社員化の取組を推進していくための事業計画を策定し企業説明会や各種セミナー、職場体験・実習を開催してきた。

さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)では、令和 7 年度以降、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、都道府県 PF においても、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代(以下「中高年世代」という。)へと対象を広げ、引き続き官民一体となった中高年世代の雇用支援、正社員化等安定就労に向けた支援に取り組むこととし、その名称を「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」(以下「都道府県協議会」という。)に改めた。

今後は、政府において「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」(令和 8 年

¹ 市町村プラットフォームは、必ずしも新たな会議体の設置を求めるものではなく、
・関係者が集う既存の会議体等の活用(自立支援調整会議、地域ケア会議等)
・各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築
による柔軟な設置・運営の方法を想定している。

4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）が策定されたことを踏まえ、都道府県協議会においても、当該プログラムの関連施策を活用し、支援に取り組む必要がある。このため、都道府県協議会においては、地域における就職氷河期世代を含む中高年世代の更なる活躍支援に向けて、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がいること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくため、中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画（以下「事業計画」という。）を策定する。

なお、この指針は、都道府県協議会において、事業計画を策定する上での参考として示すものであり、その策定に当たっては、地域の実情に応じた内容としていただいて差し支えない。

第2 都道府県協議会設置と事業計画策定の視点

1 都道府県協議会設置の視点

中高年世代（概ね35歳～59歳）には、

- ① 不安定な就労状態にある方
- ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

等があり、抱える課題は極めて個別的で多様である。

このため、都道府県協議会の構成員は、「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会設置要領」（以下「設置要領」という。）2に例示した構成員に限らず、地域の実情に応じ、各界一体となつてこうした方々等を支援するために必要な関係機関・団体等の参画を求め、必要に応じ構成員を追加するほか、中高年世代を採用した事業主や、支援に当たっている相談員から意見を聴取するためのオブザーバー参加を認める等、柔軟に対応することができる。

また、各構成員の役割についても、設置要領の3に例示したものに限らず、当該地域の実情や取組に応じ、担う役割を都道府県協議会において協議するものとする。²

2 事業計画策定の視点

² 別添1中「都道府県協議会・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図」も参考とされたい。なお、事業計画の策定時に、各構成員の役割を協議することも差し支えない。

事業計画の策定に当たっては、都道府県協議会において十分に協議を行った上で策定するものとする。また、策定後、中高年世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成や支援策の周知を図るため、支援対象となる方ごとに関係機関・団体等の支援策をまとめ、都道府県（労働関係部局）、都道府県労働局のホームページに掲載いただくほか、構成員のホームページとも連携する等、周知を図っていただきたい。

第3 事業計画の内容

事業計画には次の1から4までの項目を盛り込むこととする。

ただし、当該項目以外に都道府県協議会独自で盛り込むべきと考える内容があれば、積極的に盛り込んでいただきたい。

1 事業計画の基本的事項

(1) 事業計画を策定する趣旨

事業計画を策定する趣旨を明示する。

(2) 事業計画の実施期間

事業計画は年度単位とし、始期は計画策定時点、終期は当該年度末とする。

2 都道府県協議会の構成員に関する事項

都道府県協議会の構成員と各構成員の役割を記載する。

3 都道府県における現状

都道府県内の支援対象者に関する現状を記載する。具体的には、次の①から③までの方々に係る実態やニーズを把握する。³

なお、①及び②の方々については、別添2の推計を参考にされたい。③の方々については、当該都道府県においてこれまでに実施した調査状況や管内の基礎自治体における調査状況を把握する。

① 不安定な就労状態にある方

(※) 正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、

³ 把握の際には、地域性や性別による傾向の違い等にも留意すること。

就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方

4 事業計画における取組に係る目標及び KPI

中高年世代に属する支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を記載し、KPI（当該目標の進捗を毎年度当該地域で把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定しつつ、地域における取組の概略を記載することとする。また、定量的な KPI の設定に当たり、中高年世代の支援対象者数等の把握が可能な事業については、可能な限り、中高年世代の支援対象者数等に関する KPI を設定いただきたい。

なお、次の①から③までの支援対象者ごとに目標及び KPI 例を示すので、地域の創意工夫も生かして、設定いただきたい。

① 不安定な就労状態にある方⁴

目標については、ハローワークの中高年層（ミドルシニア）専門窓口におけるチーム支援対象者や、自治体事業による正社員就職実績などを参考に設定いただきたい。

また、上記目標の達成に向けた各取組に係る KPI は、以下の例を参考に設定いただきたい（便宜上、国と都道府県等と支援機関ごとに例示しているが、まとめて KPI を設定いただくことも差し支えない）。

○国（労働局、ハローワーク）の取組に係る KPI 例

- ・ 正規雇用就職・正社員転換の件数（職業紹介、職業訓練、助成金⁵等による）
- ・ 求人の確保数、就職面接会等⁶の実施件数

○都道府県等、地域の関係機関の取組に係る KPI 例

- ・ 正規雇用就職（・正社員転換（取組があれば））の件数（職業紹介、職業訓練、助成金等による）
- ・ 関係機関の利用者数や相談件数、就職面接会等の実施件数
- ・ 地域就職氷河期世代等支援推進交付金の活用による求人開拓数等

○国及び都道府県等の共同の取組に係る KPI 例

- ・ 上記の取組を共同で行う場合の取組に係る KPI の他、労使、業界団体等や企業への働きかけ状況（正社員採用・正社員転換の促進、人材育成の充実、相談支援等、就職面接会等の機会の提供）

⁴ 支援対象には非正規雇用で働く者に限らず、正規雇用で働く求職者も含まれる。

⁵ 各助成金それぞれに設定すること。以下同じ。

⁶ 企業説明会、インターンシップ、職場体験・実習などマッチング支援の取組。以下同じ。

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方⁷

次の例を参考に目標を設定いただきたい。

例) 本人やご家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出すための支援を行い、就労その他の職業的自立支援につなげることを目指す。

また、取組に係る KPI は、以下の例を参考に設定いただきたい。

- ・地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）の支援により雇用保険被保険者として就職した件数、サポステによるステップアップのための支援を継続し雇用保険被保険者となることが見込まれる就職をした件数及び公的職業訓練の受講に至った件数
- ・他機関との連携によるアウトリーチやリファーを受けたサポステにおける相談件数
- ・サポステの新規登録者数
- ・サポステと地域の福祉機関等関係機関との連携の枠組みの構築
- ・サポステその他国や都道府県等、地域の関係機関の取組による職場体験等先の確保数、職場体験等の実施件数

③ 社会参加に向けた支援を必要とする方⁸

目標については、市町村 PF の未設置自治体に対し設置を要請するとともに、市町村 PF を活用した支援事例等の共有による取組の推進に資する内容を含めて、次の例を参考に設定いただきたい。

例) 管内市町村において、市町村 PF の設置を契機とした多様な関係機関が参加する地域の支援ネットワークの構築と、居場所づくりをはじめとする、一人ひとりの状態にあった多様な支援の取組が推進されるよう、管内市町村を支援することで、本人やご家族と社会とのより太いつながりが生まれることを目指す。

また、取組に係る KPI は、以下の例を参考に設定いただきたい。

- ・管内における市町村 PF の未設置市町村に対する早期の設置を要請
- ・管内市町村の協力を得つつ、都道府県内の支援ニーズ等を把握
- ・市町村 PF を活用した支援事例や先進的な取組を周知
- ・以下のような管内市町村の取組を推進
ひきこもり相談窓口の明確化・周知

⁷ 上記②の方々の例として、「就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者」が挙げられる。就業ではなく社会参加を希望する長期無業者については、次項③の支援対象に含まれる。

⁸ 上記②・③の方々の例として、「健康面の不安や自信が持てないといった理由などのために長期にわたって就業も求職活動もしていない方や、長期にわたりひきこもり状態にある方」のほか、生活困窮者等も、就業又は社会参加の希望に応じ、支援対象に含まれる。

居場所をはじめとする多様な社会参加の場の確保
自立相談支援機関におけるアウトリーチ支援員の配置
認定就労訓練事業の活用勧奨
等

5 事業計画における具体的取組

中高年世代支援の具体的取組について、概略を記載することとする。

なお、次の①から③までの支援対象者ごとに具体的な取組例を示すので、支援機関名を明記し、地域の創意工夫も生かした内容を積極的に記載していただきたい。

① 不安定な就労状態にある方

- ・ ハローワークにミドルシニア世代の専門窓口を設置し、支援対象者個々人の実情に応じ、関係機関と連携したチーム支援を実施する。

【労働局・関係機関】

- ・ 若年者に対する総合就職支援施設として国と都道府県が共同で運営するジョブカフェにおいて、キャリアコンサルタント等を配置し、本人及び家族からの多様なニーズに対応するための個別相談を実施する。

【労働局・都道府県】

- ・ 中高年世代を対象とした求人の確保やマッチング機会の提供に取り組むとともに、企業内での正社員転換を促進する。

【労働局・都道府県・関係地方支分部局・経済団体】

- ・ 中高年世代を対象とした正規雇用化を含む処遇改善に関する働きかけを行う。 【労働団体】

- ・ 地域の求人・求職ニーズを踏まえて中高年世代を対象に含む公的職業訓練を設定し、安定就職に必要な職業能力の習得を支援する。

【都道府県・高障求機構】

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

- ・ 中高年世代のうち、サポステの支援対象年齢である 49 歳までの方に対し、専門相談員によるカウンセリング、セミナーの実施等により、中高年世代の無業者に対する相談体制を整備する。 【労働局・都道府県】

- ・ サポステで提供する職場体験等の十分な受入れ先を確保する。

【労働局・都道府県・経済団体】

- ・ 長期無業者の職場定着を図るため、職場体験・実習等の受入体制整備に関する取組を推進する。 【経済団体・業界団体】

③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- ・ 早期に市町村 PF を設置し、都道府県協議会において、市町村 PF の取組の活性化を図るため、市町村 PF における支援事例や取組の事例を横展開するなどの協力を行う。 【都道府県・市町村】
- ・ 都道府県内の民生委員等を通じたひきこもりの状態にある方の実態調査を実施し、そのニーズを把握する。 【都道府県・社会福祉協議会】
- ・ 都道府県内の自治体の自立相談支援機関において、継続的に訪問等を行うアウトリーチ支援員の配置など相談支援の拡充を図るとともに、直ちに就労する準備が整っていない方への支援を行う就労準備支援事業の都道府県内全域での実施を図り、ひきこもり家庭等に対する支援を実施する。 【都道府県・市町村】

④ 全般的事項（対象横断的な取組）

- ・ 中高年世代に対する積極的な採用・正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に関する気運を醸成するため、都道府県協議会の構成員が連携した取組を推進する。 【全構成員】
- ・ 支援対象者ごとの各種支援策や、中高年世代の安定就職・社会参加に向けて社会全体で支援するメッセージを本人、家族、各種関係者に届けるため、メディア、SNS、イベント開催などあらゆる手段を活用した周知・広報を展開する。 【全構成員】
- ・ 管内市町村における中高年世代支援のための取組事例について情報収集を行い、効果的な活用について検討する。
【労働局・都道府県】
※都道府県は労働関係部局及び保健福祉関係部局・孤独・孤立対策関係部局双方で取り組むこと。

6 地域就職氷河期世代等支援推進交付金の事業との関係

都道府県又は市町村が活用する「地域就職氷河期世代等支援推進交付金」の事業内容については、事業計画に別紙「地域就職氷河期世代等支援推進交付金事業一覧」を添付し、当該別紙に交付金事業の実施主体、事業名、事業の概要及び計画期間を記載することとする。

また、当該別紙への追記又は変更を行う場合は、次の①又は②のいずれかの方法によることを事業計画に記載し、当該別紙への追記又は変更をもって、事業計画が改定されたものとする。

- ① 都道府県から、事前に都道府県協議会構成員の包括的な承認を得た上で、同交付金の追加・変更申請時に別紙を修正するとともに、当該構成員

にその修正内容を通知することとし、この手続により、事業計画の改定が行われたものとする。

- ② 都道府県から、同交付金の追加・変更申請時ごと、持ち回りなどの手続により都道府県協議会構成員にその修正内容の承認を得ることとし、事業計画の改定を行うこととする。

7 事業計画の推進体制・進捗管理の方法

上記 4 で定めた事業計画の目標や KPI の進捗把握の時期、主体等について記載する。このうち、不安定な就労状態にある方については、当該地域における正規雇用就職・正社員転換件数実績を把握する。

8 市町村 PF との連携

管内市町村 PF との連携（場面、方法等）について記載する。

市町村 PF では、主に社会参加に向けた支援を必要とする方を対象にした支援に係る関係者間の情報共有や検討を行う。また、その機能を強化するため、都道府県協議会に対して、都道府県協議会の関係機関や他の市町村等とのつながり作りの支援を要請することが考えられる。

一方、都道府県協議会から市町村 PF に対しては、市町村 PF の設置プロセスや好事例の共有を行うことが考えられる。